

諮問第103号に対する答申（抜粋）

【本文第2「結論」】

2 犯罪者に対する処遇を一層充実させるため、別添2の「要綱（骨子）」に従って法整備その他の措置を講ずるべきである。また、別添3の「要綱（骨子）」の施策が講じられることを期待する。

別添2及び3に記載された制度及び施策は、18歳及び19歳の者に限らず、より広く一般的に、罪を犯した者の改善更生及び社会復帰に有効に機能することが期待されるものであるから、それ自体としても、再犯防止対策の観点からその整備及び実施が推進されるべきである。

【別添2「要綱（骨子）」】

4 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

- 一 刑事施設の長又は少年院の長（以下「刑事施設の長等」という。）は、受刑者又は少年院在院者（以下「受刑者等」という。）に被害者及びその親族の心情等を理解させることの重要性に鑑み、被害者その他の者から申出があったときは、その心情等を聴取するものとし、ただし、その聴取をすることが相当でないと認めるときは、この限りではないものとする。
- 二 聴取した心情等については、矯正処遇・矯正教育にいかすほか、刑事施設における処遇要領又は少年院における個人別矯正教育計画を策定・変更するに当たっては、必要に応じ当該心情等を参酌するものとし、仮釈放等の申出・審理を行うに当たっては、そのようにして行われた矯正処遇等の状況・結果を踏まえるものとする。
- 三 刑事施設の長等は、一で聴取した心情等のうち、申出をした者が希望するものは、受刑者等に伝達するものとし、ただし、その伝達をすることが相当でないと認めるときは、この限りではないものとする。
- 四 刑事施設の長等は、一の聴取又は三の伝達について、地方更生保護委員会及び保護観察所の長と連携を図るように努めなければならないものとする。
- 五 更生保護法第38条第1項に基づき、地方更生保護委員会が聴取する内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれることを明らかにするものとする。

8 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

- 一 地方更生保護委員会及び保護観察所の長は、更生保護法第3条の規定により保護観察等の措置をとるに当たっては、措置の内容に応じ、被害者等の被害に関する心情、被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するものとする。
- 二 被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況その他の事情を理解し、その被害を回復すべき責任を自覚するための保護観察官又は保護司の指導に関する事実について、保護観察官又は保護司に申告し、又はこれに関する資料を提示することを保護観察における遵守事項の類型に加えるものとする。

【別添3「要綱（骨子）」】

5 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

具体的な賠償計画を立て、賠償に向けて就職活動を行うことや、就労により貯蓄した一定額を被害者に送金することを含め、被害者等に対して慰謝の措置を講ずることについて、生活行動指針に設定し、これに即して生活し、又は行動するよう指導を行うための運用に関する規律を規則等で設け、当該指導の充実を図る。